

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

①法人名称	学校法人 青森山田学園
②設置大学名称	青森大学
③担当部署	学長室
④問合せ先	jimukyoku@aomori-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025年9月24日
⑥点検結果の公表日	2025年9月29日
⑦点検結果の掲載先 URL	<a href="https://www.aomori-u.ac.jp/disclosure/">https://www.aomori-u.ac.jp/disclosure/</a>
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

**【備考欄】**

--

**様式 I****I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

該当する基本原則	説明

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

該当する原則	説明

## 様式Ⅱ

### Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

#### 原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	使命・目的、建学の精神及び教育目的を、大学ウェブサイトで公開し、学生をはじめとして社会に広く示している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	<p>全学及び各学部のアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明示している。</p> <p>学修成果の評価に関する方針に基づき、学修達成度ルーブリック、カリキュラム・マップ、科目ナンバリング等を用い、学生が学びの道筋を理解できるようにしている。</p> <p>毎年度実施している自己点検・評価結果に基づき、各学部において学修成果の把握・評価を行い、教育方法・内容の向上に努めている。</p>
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務、副学長・学部長の職務を、明確に規定している。また、教授会の役割も規程で明示している。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	事務職員は、各課等が所掌する業務を遂行するだけでなく、委員会やセンター等に構成員として携わり、本学の運営が教職協働で行われるようにしている。また、教務委員会、学生委員会を始めとする多くの委員会やセンターでは委員長等は教員が務めることが多いが、副委員長等は担当課の事務職員を充て、教職協働の強化を図っている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上に関する取組みは、主としてFD・SD委員会が担っているが、各部署独自のFD・SDも行っている。FD・SD委員会は、年次計画をもとに研修や授業評価アンケート等を実施し、結果の分析・把握を踏まえた教職員の資質向上を図っている。

#### 原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学長室が主体となり、各学部・委員会等の意見を踏まえた中期的計画を策定し、理事会の審議を経て決定している。

実施項目 1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	学長室において、中期的計画の進捗状況を毎年度把握し、学長が委員長となっている大学運営会議で学生数や財務状況等を共有している。また、これらの情報は本学ウェブサイトで公開している。

### 原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神及び基本理念に則り、地域に関する科目の開講等を通じた人材育成を行っている。 社会連携・社会貢献の方針に基づき、社会人入学者選抜の実施や社会人を対象としたオープンカレッジを設置している。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	環境保全に関して、環境に関する方針を定めている。この方針に基づき、本学総合研究所の下に SDGs 研究センターを設置し、教育研究活動との関連付け、普及啓発活動及び人材育成等に取り組んでいる。 自治体や産業界と連携協定を締結し、地域課題の解決に向けた取組みを進めている。

### 原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	人権の尊重に関する方針において、多様性の尊重等を謳っている。 国際交流センターや学生相談・特別支援センター等の活動を通して、多様な背景を持つ学生、教職員をサポートする体制を整えている。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事 1 名(総数 13 名)、評議員 2 名(総数 14 名)の女性を登用している。

### 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄付行為において、理事及び理事長のあるべき姿を規定している。理事の選任に関しては、理事選任機関を置き、評議員会から 2 名、理事会から 3 名の理事選任機関委員を配置し、評議員会及び理事会の意見を踏まえて決定している。
実施項目 3-1②	説明

理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会運営及び評議員会との協働体制等は、寄付行為で規定している。 評議員会の案件決定するための理事会を行っている。その案件に基づく評議員会の諮問結果を受け、理事会において審議を行っていることから、評議員会と理事会の協働体制が確立している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	原則として、定例理事会の前に、理事には案件・事案の説明を行っている。私立学校法の改正に基づいて、理事と評議員の兼任ができなくなったことから、理事に対してボードディベロップメント(BD)を開催している。

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄付行為に則り、監事の選任は評議員会で行われており、監事選任の透明性及び独立性は担保されている。 寄付行為に則り、会計監査人は、理事会において選任され、会計監査人選任の透明性及び独立性は担保されている。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による教学監査と業務監査を、それぞれにおいて項目を定めて実施している。その他に、監事が独自で教学及び業務に関する質問等を行い、学園本部内部監査室等が回答することとしている。 これらのプロセスを経て、監事・会計監査人及び内部監査室等との連携がとられている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	原則として、定例理事会の前に、監事には案件・事案の説明を行っている。監事に対してボードディベロップメント(BD)を開催している。

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄付行為及び評議員選任規程において、属性に応じた評議員の上限割合と資格についての考え方を明示している。 また、評議員は、寄付行為及び評議員選任規程に従い、適切に選任している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性	理事会運営及び評議員会との協働体制等は、寄付行為

の確保及び理事会との協働体制の確立	<p>為で規定している。</p> <p>評議員会の案件決定するための理事会を行っている。その案件に基づく評議員会の諮問結果を受け、理事会において審議を行っていることから、評議員会と理事会の協働体制が確立している。</p>
<b>実施項目 3-3③</b>	<b>説明</b>
評議員への情報提供・研修機会の充実	<p>原則として、定例理事会の前に、評議員には案件・事案の説明を行っている。私立学校法の改正に基づいて、理事と評議員の兼任ができなくなったことから、評議員に対してボードディベロップメント(BD)を開催している。</p>

#### 原則 3-4 危機管理体制の確立

<b>実施項目 3-4①</b>	<b>説明</b>
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	<p>学園が管理する各機関において、危機管理マニュアルを整備している。また、青森大学では、展開している青森キャンパス、むつキャンパス及び東京キャンパスのそれぞれにおいて、所在地の自治体と連携して危機管理マニュアルを整備している。</p> <p>事業継続に関しては危機管理マニュアルの中で規定している。</p>
<b>実施項目 3-4②</b>	<b>説明</b>
法令等遵守のための体制整備	<p>青森山田学園コンプライアンス推進規程に従って、コンプライアンス推進委員会が、法令、寄付行為、その他規程の遵守に向けて取り組んでいる。</p> <p>青森山田学園公益通報等に関する規程を設け、学園本部長を内部通報窓口として設置する等の体制を整えている。</p>

#### 原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

<b>実施項目 4-1①</b>	<b>説明</b>
情報公開推進のための方針の策定	<p>大学ウェブサイトの情報公開ページにおいて、情報公開についての方針を明示している。また、このページで組織・財務、その他の取組み等の情報を公開している。</p>
<b>実施項目 4-1②</b>	<b>説明</b>
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	<p>学生、入学志願者、地域の方々等、ステークホルダー別に、大学ウェブサイト、SNS 又はパンフレット等を活用して効果的な情報発信に努めている。</p>

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明